

事 務 連 絡
平成29年12月18日

会 員 各 位

岐阜県行政書士会
第 二 業 務 部

住宅宿泊事業法等の概要について（お知らせ）

平素は第二業務部の事業に対しご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記について、先般開催された日行連理事会において、観光庁課長補佐より別添資料が配布され、概要等について説明がありました。

住宅宿泊事業法は平成29年6月16日に公布され、同法施行令及び同法施行規則は平成29年10月27日に公布されました。

また、「国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則」及び「厚生労働省関係住宅宿泊事業法施行規則」も平成29年10月27日に公布されました。いずれも、施行期日は平成30年6月15日（住宅宿泊事業法の施行日）です。

なお、詳細につきましては、観光庁のホームページをご覧ください。

アドレス：<http://www.mlit.go.jp/kankocho/>

以上、お知らせいたします。

住宅宿泊事業法の概要

背景・必要性

- ここ数年、民泊サービスが日本でも急速に普及
- 多様化する宿泊ニーズ等への対応
- 公衆衛生の確保や地域住民等とのトラブル防止、無許可で旅館業を営む違法民泊への対応 等

概要

1. 住宅宿泊事業者に係る制度の創設

- ① 都道府県知事への届出が必要
(年間提供日数の上限は180日 泊)とし、地域の実情を反映する仕組みの創設)
- ② 住宅宿泊事業の適正な遂行のための措置(衛生確保措置、騒音防止のための説明、苦情への対応、宿泊者名簿の作成・備付け、標識の掲示等)を義務付け
- ③ 家主不在型の場合は、上記措置を住宅宿泊管理者に委託することを義務付け
- ④ 都道府県知事は、住宅宿泊事業者に係る監督を実施

※ 都道府県に代わり、保健所設置市(政令市、中核市等)、特別区(東京2区)が監督(届出の受理を含む)・条例制定措置を処理できる

2. 住宅宿泊管理者に係る制度の創設

- ① 国土交通大臣の登録が必要
- ② 住宅宿泊管理業の適正な遂行のための措置(住宅宿泊事業者への契約内容の説明等)の実施と1②の措置(標識の掲示を除く)の代行を義務付け
- ③ 国土交通大臣は、住宅宿泊管理者に係る監督を実施

3. 住宅宿泊仲介業者に係る制度の創設

- ① 観光庁長官の登録が必要
- ② 住宅宿泊仲介業の適正な遂行のための措置(宿泊者への契約内容の説明等)を義務付け
- ③ 観光庁長官は、住宅宿泊仲介業に係る監督を実施

○ 公布 平成29年6月16日 ○ 施行期日 平成30年6月15日

